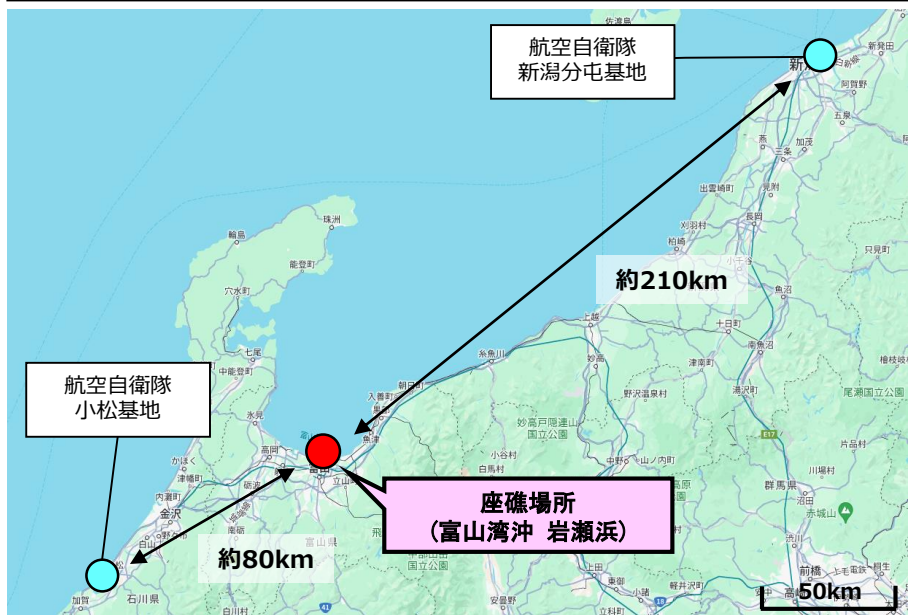


富山湾沖における外国籍貨物船乗組員の救助に係る災害派遣

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年1月19日(金)、富山湾沖(岩瀬浜)において、パナマ国籍の貨物船が座礁。24日(水)、船体の引き出し作業中に防波堤に接触し、浸水。25日(木)1100頃、貨物船より海上保安庁に対し救助要請。 ○ 海上保安庁の巡視船が現場に到着しているものの、海面状況が悪く海からの救助は困難。また、同庁のヘリによる救助を試みるも悪天候のため離陸できないことから、25日(木)1135、海上保安庁第9管区海上保安本部長から海上自衛隊舞鶴地方総監(舞鶴・京都府舞鶴市)に対し、乗組員の救助等に係る災害派遣要請があり、同時刻受理。海上自衛隊舞鶴地方総監は、航空自衛隊航空救難団に対し協力依頼。 ○ 同日1408、乗組員13名の救助が完了したことから、海上保安庁第9管区海上保安本部長から海上自衛隊舞鶴地方総監に対して災害派遣撤収要請があり、活動を終了。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空自衛隊小松救難隊(小松・石川県小松市)のUH-60×1機により乗組員の救助活動を実施 ○ 航空自衛隊新潟救難隊(新潟・新潟県新潟市)のUH-60×1機により乗組員の救助活動を実施

位置関係図



資料画像

